



2025年8月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ケ ア ネ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 井 勝 博
(コード番号 2150 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレート本部長 佐藤 寿美
(TEL. 03-5214-5800)

会 社 名 Curie 1 株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 エゼキエル・ダニエル・アーリン

Curie 1株式会社による株式会社ケアネット株式（証券コード：2150）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

Curie 1株式会社は、本日、株式会社ケアネットの株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、Curie 1株式会社（公開買付者）が、株式会社ケアネット（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年8月13日付「株式会社ケアネット株式（証券コード：2150）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025年8月13日

各 位

会 社 名 Curie 1 株式会社

代表者名 代表取締役 エゼキエル・ダニエル・アーリン

株式会社ケアネット株式（証券コード：2150）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

Curie 1株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年8月13日、株式会社ケアネット（証券コード：2150、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、本公開買付けを通じた対象者株式の取得等を目的として、2025年7月18日に設立された株式会社です。公開買付者の発行済株式の全てを、日本法に基づき設立されたCurie 2株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）が所有し、公開買付者親会社の発行済株式の全てを香港法に基づき組成されたCurie Group Limited（以下「Curie」といいます。）が所有しております。また、ルクセンブルク法に基づき組成されたスペシャル・リミテッド・パートナーシップであるBPEA EQT Mid-Market Growth Partnership, SCSp（以下「MMG Fund」といいます。）が、Curieの発行済株式の全てを間接的に所有しております。MMG Fundは、EQT AB（以下「EQT」といいます。）の関係会社により、管理又はアドバイスの提供を受けております。本日現在、公開買付者、公開買付者親会社、Curie、MMG Fund及びEQTは、対象者株式を所有しておりません。

EQTは、スウェーデンに本社を置き、「企業を『Future-proof』（将来にわたり持続的に価値がある企業への変革）し、世の中にポジティブなインパクトをもたらす」というパーパスに基づく投資活動を行う、プライベート・エクイティ投資会社です。2025年6月30日時点で、EQTは、Private Capital及びReal Assetsの2つの事業セグメントの下で、50を超えるアクティブファンドを通じて約2,660億ユーロ（約46兆円）の運用資産を有しております。また、EQTは、欧州、アジア、北米にわたる25ヶ国以上の国で事業を展開しており、1,900名以上の従業員と600名以上のアドバイザーのネットワークを有しております。EQTは、160年以上続く産業資本家であり起業家精神と長期的な目線での事業哲学を有するスウェーデンのワレンバーグ家を出自としております。ワレンバーグ家による「企業の野心的な成長を支援し、優れた組織を作り、責任あるかつ持続的な形で価値を創造する、世界で最も尊敬される投資会社であれ」という創業理念に基づきEQTは1994年に設立されました。その出自ゆえに、EQTは持続的な成長と長期的な価値創造に注力しており、投資家、企業の経営陣及び従業員並びに顧客を含むあらゆるステークホルダーに対して価値を提供することをその投資の根幹に据えております。

日本における投資という観点では、EQTは2006年の日本オフィス開設以来13件の投資の実績を重ねており、日本企業に対してもEQTが有するグローバルのプラットフォームを活用し、支援を提供してきた実績があります。近年の主要な投資実績としては、2018年12月に株式会社トライト、2019年3月にパイオニア株式会社、2023年12月に株式会社HR Brain、2024年3月に株式会社ベネッセホールディングスがあります。

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者を完全子会社化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、27,177,800株（所有割合（注1）：64.84%）を買付予定数の下限（注2）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全てを取得することにより、対象者を完全子会社化することを企図しているため、

買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（27,177,800株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2025年8月8日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2025年7月31日現在の対象者の発行済株式総数（46,872,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,958,532株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託（BBT）」及び「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として受託者であるみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）が所有する対象者株式（376,300株）（以下、対象者の「株式給付信託（BBT）」の信託財産として受託者であるみずほ信託銀行が所有する対象者株式を「BBT所有株式」といい、対象者の「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として受託者であるみずほ信託銀行が所有する対象者株式を「J-ESOP所有株式」といいます。）を含めておりません。）を控除した株式数（41,913,468株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注2）買付予定数の下限（27,177,800株）については、本基準株式数（41,913,468株）からBBT所有株式（300,000株）（注3）を控除した株式数（41,613,468株）に係る議決権の数（416,134個）に3分の2を乗じた数（277,423個）（小数点以下を切り上げた数。）から、対象者取締役が付与された譲渡制限付株式数（564,500株）（注4）に係る議決権の数5,645個を控除した数（271,778個）に対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（27,177,800株）としております。これは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の процедуруを実施することを要請する予定であるところ、本株式併合の procedure を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び本株式併合の procedure に賛同すると見込まれる対象者の取締役が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。

（注3）BBT所有株式については、対象者と株式給付信託の受託者であるみずほ信託銀行との間で締結されている株式給付信託契約書（当該信託に係る信託管理人が従うべき信託管理人ガイドラインを含みます。）において、本公開買付けのように対象者取締役会が賛同の意見を表明した公開買付けの場合には、信託管理人は当該公開買付けに応募する旨の指示は行わない旨が規定されていることから、本公開買付けへの応募が想定されず、また、みずほ信託銀行は信託管理人の指図に基づき当該対象者株式の議決権を一律不行使とする旨が規定されていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものです。なお、J-ESOP所有株式に係る議決権については、対象者と株式給付信託の受託者であるみずほ信託銀行との間で締結されている株式給付信託契約書（当該信託に係る信託管理人が従うべき信託管理人ガイドラインを含みます。）において、対象者以外の者が対象者株式の公開買付け（株式の上場維持を前提とする公開買付けを除きます。）を行うことが公表された場合には、みずほ信託銀行は、信託管理人の指図に基づき当該公開買付けに応じる方法により信託財産に属する株式を処分することが規定されており、そのためJ-ESOP所有株式については本公開買付けへの応募の可能性が排除されていないことから、本基準株式数に係る議決権数から控除していません。

（注4）譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式（取締役）」といいます。）は、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、2025年8月13日開催の対象者取締役会において、対象者の完全子会社化を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議しており、本公開買付けが成立した後、本臨時株主総会（注5）において本株式併合に係る議案が付議された場合には、本公開買付けに賛同した対象者の取締役は同議案への賛成の議決権行使を行う見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するにあたって、対象者の取締役が所有する本譲渡制限付株式（取締役）564,500株（所有割合：1.35%）に係る議決権の数を控除してあります。

（注5）「本臨時株主総会」とは、本公開買付けの成立後、その所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合に、公開買付者が、対象者に開催を要請する予定である、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年8月13日付で、対象者との間で本取引に関し、公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結しているほか、（i）対象者の筆頭株主であるMIJヘルスケア1号投資事業有限責任組合（以下「MIJヘルスケア」といいます。）（所有株式数：6,736,000株、所有割合：16.07%）との間で、公開買付応募契約書を、（ii）対象者の株主である株式会社ミレニアムパートナーズ（以下「ミレニアムパートナーズ」といいます。）（所有株式数：220,000株、所有割合：0.52%）との間で、公開買付応募契約書を、並びに（iii）対象者の株主であり、MIJヘルスケアの無限責任組合員である株式会社メディカルインキュベータジャパン（以下「MIJ」といいます。）の代表取締役会長及びミレニアムパートナーズの代表取締役である秦充洋氏（以下「秦充洋氏」といいます。）（所有株式数：180,000株、所有割合：0.43%）との間で、公開買付応募契約書（以下、本応募株主との間で締結した公開買付応募契約書を総称して、以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しており、本公開買付けが開始された場合、本応募株主が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：7,136,000株、所有割合の合計：17.03%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本公開買付契約及び本応募契約の概要については、本公開買付けに係る公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本公開買付契約」及び「② 本応募契約」をご参照ください。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社ケアネット

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2025年8月14日（木曜日）から2025年9月29日（月曜日）まで（31営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,130円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	41,913,468株	27,177,800株	—株
合計	41,913,468株	27,177,800株	—株

(6) 決済の開始日

2025年10月7日（火曜日）

(7) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

楽天証券株式会社（復代理人）

東京都港区南青山二丁目6番21号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年8月14日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上

【勧誘規制】 このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】 本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条(e) 項又は第 14 条(d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人 (これらの関連者を含みます。) は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b) の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト (又はその他の開示方法) において、英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】 このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何らお約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所 規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。